

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部改正について

平成 21 年 9 月策定した「今後の大阪府の屋外広告物規制の基本方針」に基づき、屋外広告物行政は景観行政と連携するため、平成 23 年 5 月に大阪府景観計画区域第三次指定により追加された区域に対応して、屋外広告物条例の許可区域及び表示制限区域の追加指定を行いました。

1. 表示制限区域の追加について

今回、新たに大阪湾岸区域を表示制限区域に追加しました。

○面型表示制限区域を追加：大阪湾岸区域

主な制限内容（許可基準から制限を強化した部分）

- ・ 遠景に影響する「屋上広告物」の高さ制限を強化します。（商業、近隣商業地域、準工業地域を除く）
（建物の高さの 2/3 以内→1/3 以内）
- ・ 大阪湾岸区域の市街化調整区域及び重点制限区域における非自家用広告物の面積制限を強化します。
（7 m²以内）
- ・ 大阪湾岸区域の市街化区域（一般制限区域に限る）における非自家用広告物の面積制限を強化します。
（広告面の面積 20 平方メートル以内（一面 10 平方メートル以内））

表示制限区域図



【経過措置】

広告物が新たに許可区域・表示制限区域に存することとなった場合、以下の経過措置の適用があります。

- (1) 掲出している広告物が新たに許可区域に存することとなった場合、条例第 7 条第 2 項による届出が必要です。この届出をすると、平成 24 年 5 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、許可を受けたものとみなされます。
- (2) 掲出している広告物が新たに表示制限区域に存することとなり、かつ、改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 5 項の規定により平成 24 年 5 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）に限り、許可を受けることにより適法な状態とすることができます。なお、この期間を過ぎると、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。
- (3) これまで許可を受けていた広告物が改正後の規制により不適合となった場合、条例第 7 条第 6 項の規定により平成 24 年 5 月 1 日から 1 年 6 ヶ月の間（建築確認を要する堅ろうな工作物の場合は 3 年間）は、従来と同じ基準で許可を受けることができます。なお、従来と同じ基準で許可を受けることができる期間中に受けた当該許可期間が満了するまでに、改正後の規制に適合するよう改修していただく必要があります。

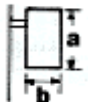
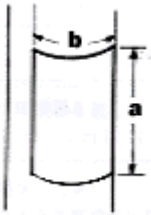

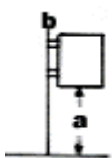
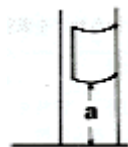
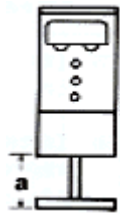
2. 電柱を利用する広告物等の地上から最下端までの高さ及び道路標識を掲出している

電柱への掲出方法の基準を緩和します。

■電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準■

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦—1.2 m以内(a) ・横—0.45m以内(b) 	・縦—1.5 m以内(a) ・横—電柱の円周の範囲内(b) 	・縦—0.45 m以内(a) ・横—0.45 m以内(b) 
掲出位置	・地上から最下端までの距離 —4.5 m以上(a) (歩道上 —3.0 m以上) ・電柱との間隔 —0.15m以内(b) 	・地上から最下端までの距離 —1.2 m以上(a) 	・地上から最下端までの距離 —0.7 m以上(a) 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②(丸)光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		

3. 施行日について

○新たな表示制限区域（面型）の追加については、平成24年5月1日から施行します。

○電柱広告の規制緩和については、平成24年4月1日から施行します。

【問い合わせ先】

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課景観推進グループ

電話 06-6210-9718（直通）

※ 許可・届出等の窓口は、管轄の府土木事務所（管理グループ）です。

なお、平成23年1月1日から池田市、富田林市、河内長野市、箕面市、大阪狭山市、
阪南市、豊能町、能勢町、太子町の地域、

平成24年1月1日から泉大津市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、高石市、忠岡町、
田尻町、岬町

につきましては、申請受付業務が大阪府から事務移譲されています。

①平成23年1月1日より許可申請書の提出先となった市町

市町名	担当課	所在地	連絡先
池田市、箕面市、豊能町、能勢町については、共同処理（池田市役所内）で行う。			
（窓口）	池田市まちづくり課	池田市城南1丁目1番1号	072-752-1111
富田林市	まちづくり推進課	富田林市常盤町1番1号	0721-25-1000
河内長野市	まちづくり推進室	河内長野市原町1丁目1番1号	0721-53-1111
大阪狭山市	都市計画グループ	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	072-366-0011
阪南市	都市整備課	阪南市尾崎町35番地の1	072-471-5678
太子町	地域整備室	南河内郡太子町大字山田88番地	0721-98-0300

②平成24年1月1日より許可申請書の提出先となった市町

市町村	担当課	所在地	連絡先
泉大津市、忠岡町については、共同処理（泉大津市役所内）で行う。			
（窓口）	泉大津市生活環境課	泉大津市東雲町9番12号	0725-33-1131
泉佐野市、田尻町については、共同処理（泉佐野市役所内）で行う。			
（窓口）	泉佐野市都市計画課	泉佐野市市場東1丁目295-3	072-463-1212
寝屋川市	まちづくり指導課	寝屋川市本町1番1号	072-824-1181
八尾市	都市政策課	八尾市本町1丁目1番1号	072-991-3881
高石市	生活環境課	高石市加茂4丁目1番1号	072-265-1001
岬町	住民生活課	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2714

③平成24年4月1日より条例制定市（中核市）となり許可申請書の提出先となった市

市町村	担当課	所在地	連絡先
豊中市	都市計画室	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2419

④ ①②③以外の市町村に掲出する場合の許可申請書の提出先

府土木事務所名	所在地	連絡先	管轄区域
茨木土木事務所 維持管理課	茨木市中穂積 1 丁目 3 番 43 号 (三島府民センタービル内)	072 627-1121	吹田市、茨木市、摂津市、 島本町
枚方土木事務所 維持管理課	枚方市大垣内 2 丁目 15 番 1 号 (北河内府民センタービル内)	072 844-1331	守口市、枚方市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市
八尾土木事務所 維持管理課	八尾市荘内町 2 丁目 1 番 36 号 (中河内府民センタービル内)	072 994-1515	柏原市
富田林土木事務所 維持管理課	富田林市寿町 2 丁目 6 番 1 号 (南河内府民センタービル内)	0721 25-1131	松原市、羽曳野市、藤井寺市、 河南町、千早赤阪村
鳳土木事務所 維持管理課	堺市西区鳳東町 4 丁 390 番 1 号 (泉北府民センタービル内)	072 273-0123	和泉市
岸和田土木事務所 維持管理課	岸和田市野田町 3 丁目 13 番 2 号 (泉南府民センタービル内)	072 439-3601	岸和田市、貝塚市、泉南市、 熊取町